

コンビニで納付 ができるようになります

税務収納課 ☎66・1117

1月より発行される納付書について、次の市税および一部料金の納付ができるようになります。



コンビニでの納付

固定資産税・都市計画税
軽自動車税、個人市県民税
国民健康保険税、介護保険料、
後期高齢者医療保険料、保育料、
児童クラブ利用手数料
クレジットでの納付(パソコンなどを利用)

固定資産税・都市計画税
軽自動車税、個人市県民税、
国民健康保険税
※ただし、12月までに発行した納付書では、ご利用できませんのでご注意ください。

償却資産の申告をお忘れなく

税務収納課 ☎66・1114

償却資産申告書の提出期限は2月2日(月)です。

事業経営のために使用する

機械設備などの償却資産を取得し、引き続き平成27年1月1日現在所有する方は、申告が必要です。

介護が必要な方の障害者控除

長寿課 ☎66・1176

納税者本人または扶養親族で、身体障害者・精神障害者保健福祉・療育・戦傷病者などの手帳をお持ちの方は、確定申告などの所得申告をするときに、「障害者控除」として一定の金額を所得金額から差し引くことができます。

また、障害者手帳などなくとも「障害者控除対象者認定書」の交付を受けると「障害者控除」が適用されます。

「障害者控除対象者認定書」は、65歳以上の要介護認定(要介護1〜5)を受けている方が、障がい者に準ずる状態と認定された場合に交付されます。

「障害者控除対象者認定書」の交付を希望される方は、長寿課へ申請してください。



市県民税申告の出張受付のご案内

◆市県民税の申告日程表

受付時間：午前9時～午後3時30分

とき	ところ
2月3日(火)、4日(水)	三谷公民館
2月5日(木)、6日(金)	形原公民館
2月10日(火)	大塚公民館
2月12日(木)	西浦公民館
2月16日(月)～3月16日(月) (土・日曜日を除く)	市民体育センター

- ※確定申告など国税に関する相談はできません。
- ※上記の期間中は、税務収納課での申告受付、相談は行いません。
- ※出張受付は毎年大変混み合います。時間に余裕を持ってお出かけください。

◆申告に必要なもの

- 印鑑
- 本人名義の預金通帳など(口座番号がわかるもの)
- 給与・公的年金などの源泉徴収票(原本のみ可。年金支払通知書は不可)
- 控除を受けるための証明書など
 - ・医療費控除…領収書、証明書、内容を取りまとめた計算明細書
 - ・社会保険料・障害者控除…その領収書、証明書など
 - ・生命保険料・地震保険料控除…支払証明書
 - ・扶養・配偶者(特別)控除…その方の所得がわかるもの
 - ・寄附金控除…寄附した団体の領収書など
- ※申告内容によっては、ほかの資料が必要な場合があります。

◆国税に関する相談は豊橋税務署で！

- ①事業所得(営業・農業)、不動産所得、土地・建物・株式等の譲渡所得、山林所得、申告分離選択の配当を確定申告する方
- ②住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の確定申告を初めてする方
- ③贈与税、消費税の申告をする方
など

◎年金受給者、住宅取得者事前相談会

とき 2月2日(月)～2月13日(金)(土・日・祝日を除く)

ところ・問合先 豊橋税務署(豊橋市大国町111 ☎0532・52・6201)

税務収納課 ☎66・1116